参考資料

法定伝染病、指定伝染病、その他伝染の恐れのある重大な急性感染症の方はご搭乗いただけません。

また、以下の状態にある方も航空旅行には適しておりませんが、病状、体調等が安定しており、医師が搭乗の適正を証明し、かつ医師の付き添いのある場合はご搭乗いただけることもありますのでご相談ください。

1. 重症心疾患患者： 重症心不全、チアノーゼ性心疾患、不安定狭心症、急性心筋梗塞(通常発症後 6 週間以内は不適)
2. 重症呼吸器疾患患者：重症呼吸不全、重症慢性閉塞性肺疾患、最近発症した気胸患者で肺の拡張が完全でない者
3. 喀血を繰り返す者
4. 脳卒中急性期患者(通常発症後 4 週以内は不適)
5. 検査後などで中枢神経系に空気の残存する者
6. 頭蓋内圧上昇を来す頭部疾患患者
7. 重症貧血患者
8. 吐血、下血患者、腸閉塞患者
9. 重症中耳炎患者
10. 創傷が十分に治癒していない者(頭部、胸部、腹部手術など)
11. 病状が安定していない精神神経疾患患者ならびにアルコールその他の中毒患者
12. 生後 7 日以前の新生児
13. 出産予定日から 28 日以内にある妊婦(産科医が搭乗の適性を証明する場合は医師の付き添いは条件としません。)

なお、患者の医療搬送については別途ご相談ください。